

国保税 税率改定へ ↗ 答申 ↘

国民健康保険税の税率の改定について諮詢を受けていた神埼市国民健康保険運営協議会（永沼彰会長）から2月6日、市長に答申書が手渡されました。

国民健康保険事業を取り巻く環境は、医療費の急増、保険税収の伸び悩みなど非常に厳しくなっています。

健全な運営を維持するため、国民健康保険事業特別会計の現状、今後の運営見通しにより、保険税の改定内容について審議・検討をしていただきました。

答申では、①世帯別平等割40,000円、②被保険者均等割（据置き）30,000円、③所得割12.0%となっています。この答申内容を踏まえ、税率改定について3月定例市議会に提案予定です。

国民健康保険は、加入している皆さんが保険税を負担しあうことによって、万が一病気やケガをしたときに、医療費の一部を支払うことで安心して必要な治療を受けることができる相互扶助を目的とした制度です。

国民健康保険事業は、国民健康保険事業特別会計の中で運営されています。医療費の支出に応じてその収入を確保しなければなりません。収入が少ないから医療費を削減したり、病気の治療を待つてもらうことなどできません。

合併初年度において、近年の医療費の増加に伴う保険税の増額改定の検討を行いましたが、国税および地方税制の改正などと重なり、市民の皆さんの負担が大きくなることから一般会計から負担することで、保険税の据え置きを行つきました。



しかし、市の医療費（①療養給付費、②高額療養費、③療養費）をみてみると、平成18年度は、21億3千9百37万6千円で平成19年度見込みは、24億8千5百75万2千円で、3億4千6百37万6千円増（16・19%増）となつており、大幅に伸びています。

このため、医療費の急激な変動に対処するための財政調整基金を平成19年度中に9千3百2万7千円取り崩したため、基金残高が7百87万4千円（平成19年12月末現在）と急激に減少しており、平成20年度の国民健康保険事業特別会計の運営に支障をきたす状況となっています。

被保険者の皆さんには、国民健康保険事業が円滑に運営されるよう常日頃から健康に心がけていただき、なお、保険税の納入などにつきましても、これまで以上にご理解とご協力を願いいたします。

◎問い合わせ先

神埼市役所 健康増進課
☎ 3710115

神埼市国民健康保険の医療給付費等の推移

（単位：千円）

区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度(見込)
①療養給付費	1,737,884	1,925,318	1,934,391	2,250,185
②高額医療費	200,235	190,813	188,485	214,683
③療養費	11,950	18,926	16,500	20,884
合計	1,950,069	2,135,057	2,139,376	2,485,752
対前年度	増減率	9.49%	0.20%	16.19%
	増減額	184,988	4,319	346,376

